

秋田市園芸振興センター ポンプ設備修繕業務 仕様書

1 目的

本業務は、水没により故障したポンプ設備を修繕するものである。

2 履行期間

契約締結日の翌日から令和6年1月31日まで

3 履行場所

秋田市仁井田字小中島地内

秋田市園芸振興センター

4 業務内容

- (1) 自動かん水装置用のポンプ1台および制御ユニット1台の交換
- (2) 地下水用のポンプ2台および制御ユニット2台の交換

5 提出書類

- (1) 受託者は、着工前に以下の書類を提出すること
 - ア 業務計画書（作業予定が分かるもの）
 - イ 下請業者選定届（下請業者を使用する場合）
 - ウ その他指示する書類
- (2) 受託者は、業務が完了したときは、以下の書類を提出すること
 - ア 修繕記録写真
 - イ その他指示する書類

6 事前準備

受託者は、事業の実施に先立ち、必要に応じて現地の状況および関連設備の調査を行い、業務内容を十分に把握した上で着手すること

7 現場管理および安全管理

- (1) 受託者は、当該設備の機能を保全するため、専門知識を有する技術者を派遣し、当該業務に従事させること。
- (2) 受託者は、本業務を行うに当たり、労働安全衛生法および関係法令を遵守すること。
- (3) 本業務の作業日および作業時間は、平日や休日を問わず、午前9時から午後5時までを標準とする。ただし、施設側の業務遂行に支障が

ある場合は、担当者の許可を得て他の時間帯に行うこと。

(4) 受託者は、本業務に関連する物品について、業務完了まで保安責任を負うものとする。

(5) 業務中は、適切な所要人員を配置し、作業場所の整理整頓および保安に努めること。

(6) 業務範囲外の機器設備および工作物に接近して作業する場合は、あらかじめ養生を行うなど、損傷を与えないよう保安上必要な措置を講ずること。

(7) 使用する保護具、計器および工具類は、事前点検の上、正常であることを確認して作業の安全確保に努め、持ち込む電動工具については、事前に絶縁抵抗測定等を行い、事故防止に図ること。

(8) 受託者は、作業が終了した際は、写真（更新前後）を添えて、業務完了報告書を提出すること。

(9) 業務内容について疑義が生じた場合は、担当者の指示に従うこと。

8 作業日程

作業日程は、市の担当者と協議の上で決定すること。

9 費用負担

受注者の故意又は、過失により発生した損害に係る費用は、受注者の負担とする。

10 定めのない事項

本仕様書に定めのない事項または、施工にあたり、疑義が生じた場合は、協議のうえ定めることとする。